

組む必要がある。

(別表1) 比較正味財産増減計算書

(単位：円、%)

科目	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増(△)減	
			金額 (C=A-B)	率 (C/B×100)
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				
<b>1 経常増減の部</b>				
<b>(1) 経常収益</b>				
基本財産運用益	5,221,035	5,206,214	14,821	0.3
特定資産運用益	1,760,981	1,939,164	178,173	9.2
受取補助金等	457,292,120	437,771,940	19,520,180	4.5
事業収益	2,286,625,733	2,215,022,033	71,603,720	3.2
基金事業収益	254,691,928	253,006,334	1,685,594	0.7
雑収益	7,931,294	9,378,873	1,447,579	15.4
経常収益計	3,013,523,111	2,922,324,548	91,198,563	3.1
<b>(2) 経常費用</b>				
事業費	2,947,735,156	2,845,339,748	102,395,408	3.6
管理費	62,382,441	61,656,833	725,608	1.2
経常費用計	3,010,117,597	2,906,996,581	103,121,016	3.5
当期経常増減額	3,405,514	15,327,967	11,922,453	77.8
<b>2 経常外増減の部</b>				
(1) 経常外収益	0	0	0	-
<b>(2) 経常外費用</b>				
固定資産除却損	0	2	2	100
経常外費用計	0	2	2	100
当期経常外増減額	0	2	2	100
税引前当期一般正味財産増減額	3,405,514	15,327,965	11,922,451	77.8
法人税、住民税及び事業税等	2,736,600	2,861,700	125,100	4.4
当期一般正味財産増減額	668,914	12,466,265	11,797,351	94.6
一般正味財産期首残高	110,069,386	97,603,121	12,466,265	12.8
一般正味財産期末残高	110,738,300	110,069,386	668,914	0.6
<b>II 指定正味財産増減の部</b>				
当期指定正味財産増減額	△ 1,557,456	△ 1,581,544	24,088	1.5
指定正味財産期首残高	505,176,386	506,757,930	△ 1,581,544	0.3
指定正味財産期末残高	503,618,930	505,176,386	△ 1,557,456	0.3
III 正味財産期末残高	614,357,230	615,245,772	△ 888,542	0.1

(別表2) 平成25年度正味財産増減計算書内訳表

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合 計	(単位:円)
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	4,846,721	0	574,314	5,221,035	
特定資産運用益	1,760,981	0	0	1,760,981	
受取補助金等	397,013,225	0	60,278,892	457,292,120	
事業収益	2,235,081,735	51,544,018	0	2,286,625,753	
基金事業収益	254,691,928	0	0	254,691,928	
雑収益	7,862,834	0	69,460	7,931,294	
経常収益計	2,901,057,427	51,544,018	60,921,666	3,013,523,111	
(2) 経常費用					
事業費	2,915,657,652	31,777,504	0	2,947,435,156	
管理費	0	0	62,382,441	62,382,441	
経常費用計	2,915,657,652	31,777,504	62,382,441	3,010,117,597	
当期経常増減額	△ 14,900,225	19,766,514	△ 1,460,775	3,405,514	
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
当期経常外増減額	0	0	0	0	
(2) 経常外費用					
当期経常外増減額	0	0	0	0	
他会計振替額	9,547,006	△ 10,374,012	827,006	0	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 5,353,219	9,392,502	△ 633,769	3,405,514	
法人税、住民税及び事業税等	0	2,736,600	0	2,736,600	
当期一般正味財産増減額	△ 5,353,219	6,655,902	△ 633,769	668,914	
前期一般正味財産増減額	△ 64,605,897	43,043,988	2,413,501	110,069,386	
一般正味財産期末残高	59,252,678	49,705,890	1,779,732	110,738,300	
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	△ 1,561,515	0	4,059	△ 1,557,456	
指定正味財産期首残高	450,886,164	0	54,290,222	505,176,386	
指定正味財産期末残高	449,324,649	0	54,294,231	503,618,880	
III 正味財産期末残高					
正味財産期末残高	508,577,327	49,705,890	56,074,013	614,357,230	

(別表3) 比較貸借対照表

科 目	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増 減 率 (C/A-B) (C/B×100)		(単位:円、%)
			金 額	率	
I 資産の部					
1 流動資産					
現金預金	562,391,439	604,830,553	△ 12,439,114	△ 2.1	
基金資産	941,503,992	1,435,195,910	△ 493,691,928	△ 34.4	
未収収益	6,969,192	6,229,575	739,617	11.9	
未収収益	617,148	640,411	△ 23,263	△ 3.6	
立替金	10,569,821	7,142,674	3,427,147	48.0	
前払金	1,692,450	1,100,770	591,680	53.8	
流動資産合計	1,563,744,032	2,055,139,833	△ 501,395,801	△ 24.4	
2 固定資産					
(1) 基本財産					
基本財産引当預金	5,290	5,290	0	0	
基本財産引当有価証券	495,015,375	494,978,475	36,900	0.0	
基本財産合計	495,020,665	494,983,765	36,900	0.0	
(2) 特定資産					
退職給付引当資産	209,687,566	194,627,301	15,060,265	7.7	
財政調整基金資産	20,896,000	20,896,000	0	0	
特定資産合計	230,583,566	215,523,301	15,060,265	7.0	
(3) その他固定資産					
建物付風設備	485,100	485,100	0	0	
什器備品	7,304,533	7,304,533	0	0	
リース資産	53,200,408	36,285,824	14,917,584	39.0	
減価償却累計額	△ 34,287,451	△ 30,200,972	4,086,479	13.5	
電話加入権	442,584	442,584	0	0	
著作権	105,000	105,000	0	0	
ソフトウェア	817,188	1,252,150	△ 435,962	△ 34.8	
その他固定資産合計	28,067,062	17,671,919	10,395,143	38.8	
固定資産合計	753,841,083	729,378,986	25,462,097	3.5	
資産合計	2,307,585,115	2,783,518,818	△ 475,933,703	△ 17.1	
II 負債の部					
1 流動負債					
未払金	526,583,755	537,760,920	△ 11,177,165	△ 2.1	
未払法人税等	2,736,600	2,861,700	△ 125,100	△ 4.4	
未払消費税等	7,807,800	8,537,600	△ 829,800	△ 9.6	
緊急就職支援事業預り金	151,203,982	405,895,910	△ 254,691,928	△ 62.7	
預り金	6,111,448	6,450,025	△ 338,577	△ 5.2	
緊急就職支援事業預り交付金	790,300,000	1,029,300,000	△ 239,000,000	△ 23.2	
リース債務	10,993,614	8,358,431	2,635,183	31.1	
流動負債合計	1,495,737,199	1,999,289,586	△ 503,552,387	△ 25.2	
2 固定負債					
リース債務	15,293,304	6,625,739	8,667,565	130.8	
退職給付引当金	182,197,382	162,357,721	19,839,661	12.2	
固定負債合計	197,490,686	168,983,460	28,507,226	16.9	
負債合計	1,693,227,885	2,168,273,046	△ 475,045,161	△ 21.9	
III 正味財産の部					
1 指定正味財産					
預補助金	8,598,265	10,192,621	△ 1,594,356	△ 15.6	
寄付金	494,983,665	494,983,665	36,900	0.0	
指定正味財産合計	503,581,930	505,176,286	△ 1,594,356	△ 0.3	
(うち基本財産への充当額)					
うち基本財産への充当額	495,020,665	494,983,765	36,900	0.0	
うち特定資産への充当額	8,598,265	10,192,621	△ 1,594,356	△ 15.6	
2 一般正味財産					
うち一般正味財産への充当額	110,738,300	110,069,386	668,914	0.6	
うち特定資産への充当額	39,967,709	43,172,959	△ 3,205,250	△ 7.4	
正味財産合計	614,357,230	615,245,772	△ 888,542	△ 0.1	
負債及び正味財産合計	2,307,585,115	2,783,518,818	△ 475,933,703	△ 17.1	

（別表4）平成25年度貸借対照表内訳表

（単位：円）

科目	公営目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内閣取引用	合計
<b>I 資産の部</b>					
1 流動資産	524,334,926	66,584,586	1,471,933	0	592,391,439
現金預金	941,503,982	0	0	0	941,503,982
基金資産	16,973,248	839	895,891	10,391,474	6,989,192
未収金	584,624	0	32,524	0	617,148
未収収益	10,933,414	0	0	363,593	10,569,921
立替金	1,692,450	0	0	0	1,692,450
前払金	1,496,003,336	66,584,415	2,420,348	11,265,067	1,563,744,032
流動資産合計	1,496,003,336	66,584,415	2,420,348	11,265,067	1,563,744,032
2 固定資産	4,708	0	582	0	5,290
(1)基本財産	440,721,676	54,239,699	54,294,281	0	495,015,575
基本財産引当有価証券	440,726,384	0	54,294,281	0	495,020,665
基本財産合計	440,726,384	54,239,699	54,294,281	0	495,020,665
(2)特定資産	209,857,356	0	0	0	209,857,356
退職引当資産	209,857,356	0	0	0	209,857,356
財政調整基金資産	20,896,000	0	0	0	20,896,000
特定資産合計	230,753,356	0	0	0	230,753,356
(3)その他固定資産	485,100	0	0	0	485,100
建物附属設備	3,598,010	0	3,706,523	0	7,304,533
什器備品	53,200,408	0	0	0	53,200,408
リース資産	30,580,941	0	3,706,510	0	34,287,451
減価償却累計額	0	0	442,284	0	442,284
電話加入権	105,000	0	0	0	105,000
特許権	552,489	0	0	0	552,489
ソフトウェア	27,550,046	284,719	442,297	0	28,067,062
その他固定資産合計	698,819,786	284,719	54,736,578	0	753,841,083
固定資産合計	2,194,823,122	66,870,134	57,156,926	11,265,067	2,307,585,115
<b>II 負債の部</b>					
1 流動負債	524,984,023	11,793,740	633,946	10,827,964	526,588,755
未払金	0	2,739,600	0	0	2,739,600
未払法人税等	5,990,649	2,314,284	0	437,113	7,801,809
緊急財政調整事業前受金	151,203,982	0	0	0	151,203,982
繰り金	5,322,841	319,640	448,967	0	6,111,458
緊急財政調整事業引当付金	790,300,000	0	0	0	790,300,000
リース債務	10,993,614	0	0	0	10,993,614
流動負債合計	1,488,785,109	17,161,214	1,082,913	11,265,067	1,495,793,199
2 固定負債	15,293,304	0	0	0	15,293,304
リース債務	15,293,304	0	0	0	15,293,304
退職給付引当金	182,197,382	0	0	0	182,197,382
固定負債合計	197,490,686	0	0	0	197,490,686
負債合計	1,686,275,795	17,161,214	1,082,913	11,265,067	1,693,227,885
<b>III 正味財産の部</b>					
1 指定正味財産	8,598,285	0	0	0	8,598,285
都庁助成金	440,736,384	0	54,294,281	0	495,030,665
寄付金	449,324,649	0	54,294,281	0	503,618,930
指定正味財産合計	449,756,384	0	54,294,281	0	495,020,665
(うち基本財産への充当額)	8,598,285	0	0	0	8,598,285
(うち特定資産への充当額)	89,282,673	49,705,890	1,779,732	0	110,738,300
2 一般正味財産	39,957,709	0	0	0	39,957,709
(うち特定資産への充当額)	58,577,327	49,705,890	56,074,013	0	614,357,230
正味財産合計	2,194,823,122	66,870,134	57,156,926	11,265,067	2,307,585,115

公益財団法人東京都公園協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

(1) 監査対象団体 公益財団法人東京都公園協会

(2) 監査対象局 建設局、環境局及び港湾局

2 事業の内容

(1) 事業の概要

公益財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）は、昭和23年2月に任意団体として発足し、昭和29年2月に財団法人の設立許可を受けた団体であり、平成22年4月、新公益法人制度に基づき、財団法人から公益財団法人へ移行している。

協会は、都市緑化、公園緑地、河川及び水辺環境に関する事業を通して、都民生活に安らぎとゆとりをもたらし、あわせて日本の文化を世界に発信することを目的としており、主に次の事業を行っている。

ア 都市緑化及び公園緑地等に関する普及啓発、利用促進及び防災機能の強化

イ 東京都都市緑化基金の造成、管理及び運用

ウ 河川（土砂災害防止事業を含む。）及び水辺環境に関する普及啓発、利用促進、施設管理及び防災機能の強化

(2) 都との関係

ア 基本財産等の出せん

都は、協会の基本財産5,000万円全額を出せんしている。

また、都は、協会に設置された東京都都市緑化基金27億5,173万5千円（平成25年度末）のうち、10億円（36.3%）を出せんしている。

イ 公の施設の管理運営

都は、東京都立公園条例（昭和31年東京都条例第107号）、東京都公園条例（平成5年東京都条例第22号）、東京都養護所条例（昭和21年東京都条例第44号）、東京都自然公園条例（平成14年東京都条例第95号）及び東京都海上公園条例（昭和50年東京都条例第107号）に基づき、表1のとおり、指定管理者として、公の施設の管理運営を協会に行

わっている。  
このうち、都立公園の一部については、指定管理者の選定に当たり、施設の特性、地理的条件を考慮した上でスケジュールリットも確保できるよう、グループ化を行っている。

(表1) 指定管理の対象施設及び指定管理料

(単位：千円)

所管局	区 分	指定期間	選定方法	指定管理料	
				平成24年度	平成25年度
建設局	防災公園グループ (12公園)	平成23.4.1～平成28.3.31	特命	2,302,860	2,304,148
	都庁前の公園・南部グループ (8公園)		公募	678,612	696,463
	都庁前の公園・北部グループ (6公園)		公募	571,633	575,079
	多摩部の公園グループ (5公園)		公募	246,655	249,972
	神代植物公園		特命	463,330	476,306
	多摩三陸グループ (5公園)		公募	233,625	232,583
	大仲山公園		公募	51,097	47,521
	文化財庭園グループ (9庭園)		特命	528,494	528,467
	東京都公園 (8公園)		特命	1,277,140	1,316,218
	瑞江草場所		特命	328,692	329,126
環境局	小峰公園	平成20.4.1～平成25.3.31	公募	30,341	28,338
	奥多摩ビジターセンター	平成22.4.1～平成27.3.31	公募	19,900	19,900
	小笠原ビジターセンター	平成23.4.1～平成28.3.31	公募	19,588	19,588
港務局	葛西海浜公園	平成23.4.1～平成28.3.31	特命	64,978	64,978
			特命	6,816,945	6,889,317
計					

(注) 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計額と一致しない場合がある(以下同し)。

ウ 業務の委託

都は、協会に対し、業務委託契約や協定により、河川管理施設管理委託などの業務を委託しており、委託金額の合計は、平成24年度は11億556万5千円、平成25年度は10億6,432万5千円となっている。  
主な業務委託は、表2のとおりである。

(表2) 主な業務委託

(単位：千円)

件 名	金 額	
	平成24年度	平成25年度
河川管理施設管理委託 (地下調整池、防災船着場、情報提供装置)	232,632	309,691
水上バス保守管理委託	79,368	89,031
隅田川水辺環境保全委託	249,900	296,759
土砂災害警戒区域等指定に係わる補助業務委託	86,940	92,736
河川工事監督業務委託	57,960	71,807
第29回全国都市緑化フェアTOKYOに係る 平成24年度事業の実施に関する協定	207,495	...

3 組 織

協会は、主たる事務所を新宿区歌舞伎町二丁目44番1号に置き、平成26年3月31日現在、役員14名(理事長1名、常務理事2名、理事9名及び監事2名。うち非常勤役員10名)及び職員676名(うち都派遣職員67名)で、3部13課、5サービセンタ―及び3管理事務所をもって構成されている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

- 1 監査の範囲  
平成24年度(平成24.4.1～平成25.3.31)及び平成25年度(平成25.4.1～平成26.3.31)の事業について実施した。

2 実地監査期間

- (1) 建設局 平成26年9月16日、同年10月24日及び27日
- (2) 環境局 平成26年9月16日及び同年10月22日
- (3) 港務局 平成26年9月16日及び同年10月22日
- (4) 協会 平成26年9月17日から同年10月21日まで

第4 監査の結果

1 運営に関する事項

公益財団法人である協会は、公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の3会計に区分し、経理している。

公益目的事業は、都市緑化及び公園緑地等に関する「公1事業」、東京都都市緑化基金に関する「公2事業」、河川及び水辺環境に関する「公3事業」から構成される。

また、収益事業は、公園等に設置された売店等を経営する公園収益事業と、河川事業未利用地を活用した定期駐車場経営等の水辺収益事業から構成される。

平成25年度における収支状況は、経常収益が128億7,551万5,511円、経常費用が128億288万5,000円、経常外費用が668万5,000円となり、その結果、一般正味財産の期末残高は33億2,814万5,000円であり、平成24年度(32億7,684万5,000円)と比較して、5,129万5,000円(1.6%)増加している。

平成25年度末における財政状態は、資産合計が81億9,045万5,000円、負債合計が20億5,391万5,000円、正味財産合計が61億3,654万5,000円である。

事業運営についてみると、協会は、平成25年度末現在、指定管理者として都立公園など60施設の管理運営を行っているが、そのうち57施設の指定管理期間が平成27年度で終了することから、次期指定に向け、事業の一層の効率化と更なるサービス水準の向上に努めることが必要である。

また、公園や水辺は、環境や景観の向上に寄与するとともに、防災拠点としての機能や、憩いやくつろぎの場など、都民の生活に密着した多様な機能を有しているため、協会は、これまで培ってきた経験と業務ノウハウを活かして、効果的な事業運営を行うとともに、都政のパートナーである監理団体として、都の公園・水辺行政を積極的に支援・補完していくことが求められる。

財務事務に関する内部統制については、経理事務の処理に係る基本的な規程としての経理規程は整備されており、経理事務は、同規程に定められている会計方針に基づき処理されているが、一部改善すべき事例が認められた。

以上、運営状況について述べてきたが、協会の事業は、別項指摘事項及び意見・要望事項を除き、出えんの目的に沿って、適切に運営されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 協会

ア 収納現金の取扱いを適正に行うべきもの

協会は、財務会計規程(平成21年東京都公園協会規程第11号)において、現金出納帳を備え(第16条)、記帳しなければならない(第19条)としている。

また、サービスセンターに現金管理責任者を置き、毎日の現金出納終了後、現金手許在高と現金出納帳とを突合しなければならない(第34条)としている。

ところで、神代植物公園サービスセンターは、「ぐるっとパス」(注)を販売しており、販売状況は表3のとおりである。センターは、1か月分の売上金(収納現金)をまとめて本社総務部に持ち込んでいる。

しかしながら、センターは、この売上金(収納現金)について、販売実績表を作成し月末に現金の突合せを行っているが、本来作成すべき現金出納帳には記帳しておらず、また、入金金の都度、現金管理責任者による現金手許在高と現金出納帳との突合せを行っておらず、適正でない。

協会は、収納現金の取扱いを適正に行われない。

(公益財団法人東京都公園協会)

(注)ぐるっとパス：東京の美術館・博物館等共通入館券(販売価格1枚2,000円)で、主催は「東京の美術館・博物館等共通入館券2014実行委員会」である。神代植物公園は、「ぐるっとパス」の参加施設となり、平成24年度から窓口でチケット販売を行っている。

(表3)ぐるっとパス販売状況

(単位：枚、円)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	枚数	金額	枚数	金額
4月	24	48,000	21	42,000
5月	31	62,000	41	82,000
6月	14	28,000	9	18,000
7月	4	8,000	2	4,000
8月	3	6,000	2	4,000
9月	4	8,000	4	8,000
10月	36	72,000	22	44,000
11月	9	18,000	10	20,000
12月	3	6,000	0	0
1月	2	4,000	5	10,000
計	130	260,000	118	232,000

(注)販売期間は、4月1日から翌年1月31日までである。

イ 引当金の計上基準に係る記載方法を見直すべきもの

『公益法人会計基準』の運用指針 13 (4) では、財務諸表に関する注記における「重要な会計方針」の項目において、引当金の計上基準を記す様式を示している。

協会が作成している財務諸表における注記では、重要な会計方針として、退職給付引当金及び賞与引当金については計上基準を記載しているが、貸倒引当金（平成24年度：82万1,199円、平成25年度：105万526円）については、計上基準を記載していない。

(ア) 貸倒引当金について

協会が定める財務会計規程（平成21年東京都公園協会規程第11号。以下「財務会計規程」という。）第93条では、貸倒引当金の計上基準について、「一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上する。」としている。

一方、決算書における実際の算出方法を確認したところ、表4のとおり、企業会計で一般に用いられ、財務会計規程においても定めている貸倒実績率に代えて、税法上適用が認められている一括評価金融債権の法定繰入率を用いて算出している。

このため、協会は、財務会計規程と実際の算出方法とを整合させるとともに、計上基準について、重要な会計方針として注記に記載する必要がある。

(イ) 賞与引当金について

財務会計規程では、賞与引当金の計上基準について「前期の支給実績に基づき、当期の負担相当額を計上する。」としており、財務諸表の注記においても同様の記載としている。

しかしながら、この記載では、具体的な算出方法が明確ではなく、また、決算書における実際の算出方法は、翌期の支給見込額のうち当期に属する月額の割合を乗じる一般的な方法となっていることから、「従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上する。」など、一般に使用されている記載とすべきである。

協会は、引当金の計上について、財務会計規程と実際の算出方法とを整合させるとともに、財務諸表による情報開示が適切なものとなるよう、財務会計規程及び注記における計上基準に係る記載方法を見直されたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

(表4) 貸倒引当金の算出方法

区分	実際の算出方法
貸倒懸念債権	債権金額に50%を乗じて計上
部からの未収金	不計上
その他の債権	一括評価金融債権の法定繰入率(1000分の6)の100分の112を乗じて計上 一括評価特別措置法(昭和32年法律第26号)第57条の9第1項、第3項)

ウ 簡易便所設置委託について契約方法を見直すべきもの

協会は、小平霊園において、春と秋の彼岸時期の来園者の増加に対応するため、表5のとおり、簡易便所を設置している。各契約は総価契約となっており、委託内容には、簡易便所の設置及び設置期間中の維持管理のほか、撤去時のし尿の処理が含まれている。

各契約における仕様上のし尿の処理量と処理実績量は、表5のとおりであり、3倍から4倍の差が生じている。

ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第12項では、廃棄物処理業者は一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受け得てはならないと定められており、小平霊園が所在する東村山市の条例では、し尿の処理に係る手数料は1リットル当たり40円と定められている。

本件各契約金額には、この手数料に当たる額が含まれており、この額は処理実績量に於いて変動するものであることから、契約時点において処理実績量を確認できないにもかかわらず総価契約としていることは適切でない。

協会は、簡易便所設置委託について契約方法を見直されたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

(表5) 簡易便所の設置に関する契約状況

項番	契約件名	契約期間	契約金額 (税込)	仕業書上の し尿の量	し尿処理 実績量
1	小平霊園簡易便所設置 その他委託	平成24.9.10 ～平成24.9.30	670,950円	1,5000 (5000×3基)	3240
2	小平霊園簡易便所設置 ほか委託	平成25.3.11 ～平成25.3.27	648,900円	1,0000 (5000×2基)	2880
3	小平霊園簡易便所設置 その他委託	平成25.9.3 ～平成25.9.30	796,950円	1,5000 (5000×3基)	3600
4	小平霊園簡易便所設置 ほか委託	平成26.2.4 ～平成26.3.26	648,900円	1,0000 (5000×2基)	2880

(2) 局及び協会

ア 河川・水辺保全業務について

協会は、公益目的事業（公3事業）として、河川・水辺保全業務を行っており、建設局から河川管理施設の管理業務や、隅田川水辺環境保全業務等を委託している。

イ 公共工事設計労務単価に係る特例措置の趣旨を踏まえた適切な執行とすべきもの

建設局は、協会と、表6のとおり、隅田川水辺環境保全業務委託契約（契約金額：2億5,725万円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）を特命随意契約により締結しており、協会は、表7のとおり、受託した業務の一部を再委託（契約金額総額：2億710万2,000円、各契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）している。

ところで、局は、この契約について、平成25年8月29日に、平成25年度公共工事設計労務単価に係る特例措置に基づく契約変更（変更後契約金額：2億9,675万9,400円、変更増額：3,950万9,400円）を行っている。

平成25年度公共工事設計労務単価に係る特例措置とは、技能労働者の減少に伴う労働需給のひっ迫傾向などを反映し、国において、平成25年度公共工事設計労務単価を平成24年度単価に比べ大幅に上昇させるとともに、各都道府県に対し、新労務単価の早期適用に努めるよう求めているものである。都においても、平成25年4月1日以降に契約を行う工事等について、平成24年度労務単価を適用して積算している契約については、新労務単価（平成25年度単価）に基づく契約に変更するための契約金額の変更協議を請求することができるとして、当該施策を推進している。

このような都の方針に基づき、局は、協会の請求により上記の契約変更を行っており、契約変更に当たり、協会に対し、公共工事設計労務単価に係る特例措置の趣旨を踏まえ、協会が既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げなどについて適切に対応するよう指導している。

しかしながら、協会は、都の行政を補完する監理団体であり、また、局に対して契約変更の請求を行っているにもかかわらず、事業経営主体の判断であるとして、再委託業者に対する周知など、再委託契約金額の見直しに向けた取組を行っていない。この結果、協会は、再委託業者から請求がなかったことを理由に、特例措置の趣旨を踏まえた再委託業者との契約変更を行っておらず、特例措置の目的が達成されていない状況となっており、適切でない。

協会は、特例措置の趣旨を踏まえ適切に執行されたい。  
局は、協会に対し、特例措置に基づく適切な対応を求められたい。

(公益財団法人東京都公園協会)  
(建設局)

(表6) 隅田川水辺環境保全業務委託契約の概要

件名	契約期間	変更後契約金額 (当初契約金額)	主な委託内容
隅田川水辺環境保全業務委託	平成25.4.1 ～平成26.3.31	2,966,759,400 (2,572,500,000)	①植栽・芝生の管理 ②巡回調査(テラス等) ③施設管理(テラス等) ④ボランティア活動と連携した、緑と水辺の環境保全に関する普及啓発・利用促進

(表7) 隅田川水辺環境保全業務委託契約の再委託契約内訳(当初契約)

件名	契約金額
平成25年度隅田川施設管理・巡回調査委託(一建管内)	10,710,000
平成25年度隅田川施設管理・巡回調査委託(五建管内)	17,115,000
平成25年度隅田川施設管理・巡回調査委託(六建管内)	39,795,000
平成25年度隅田川植込地管理委託(一建管内)	15,225,000
平成25年度隅田川植込地管理委託(五建管内)	30,282,000
平成25年度隅田川植込地管理委託(六建管内-1)	39,375,000
平成25年度新河岸川及び隅田川植込地管理委託(六建管内-2)	54,600,000

(注) 協会は、各契約について、平成25年12月13日に追加工事等の契約変更(変更増加総額3,888,666円)を行っており、当初契約になかった工種については新労務単価を適用している。

(イ) 消防用設備の点検要領に基づき消火器の管理を適正に行うべきもの

総務省消防庁が定めた消防用設備等の点検要領(平成14年6月11日消防予第172号)の平成22年改正によれば、消火器(二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く)の耐圧性能に関する点検について、平成26年4月1日以降、製造年から10年を経過した消火器全てについて実施義務が生じている。

ところで、建設局は、「河川管理施設の管理及び水上バス保守管理の委託に関する基本協定」に基づき河川管理施設の保守点検等を協会に委託している。

協会は消防用設備の点検を専門業者に再委託しており、このうち平成25年度に実施された地下調節池等14か所の消防用設備の点検結果について見たところ、製造年から10年を超えた消火器について、協会は、受託者から消火器の耐圧試験の実施もしくは交換を勧める報告を受け、建設局へその旨、報告している。

しかしながら、局は、監査日(平成26.9.29)現在、製造年から10年を超えた消火器について、妙正寺川落合調節池など他の施設については2014年製造品と交換しているものの、黒目橋調節池管理棟の5本、隅田川係留所の5本、妙正寺川第二調節池の1本については、耐圧試験の実施もしくは交換が必要であるにもかかわらず、これを行っ

ておらず適正でない。  
局は、消防用設備の点検票領に基づき消火器の管理を適正に行われない。

(建設局)

イ 霊園管理業務について

協会は指定管理者として、都立霊園8霊園の運営管理、維持管理、墓地使用許可の受付・審査等の業務を行っている。

また、協会は、徴収事務受託者として、公金である霊園施設の使用料、証明書発行時の手数料等の徴収業務を行っている。

霊園使用者情報の管理や使用料・手数料の徴収業務は、建設局が構築した霊園管理システム(以下「システム」という。)を用いて行われている。

(ア) 収納事務の適正性を確保すべきもの

各霊園管理事務所及び協会本社公園事業部霊園課の窓口(以下「各窓口」という。)では、使用料・手数料を収納した際に、領収証及び収入金処理票(以下「領収証等」という。)を作成し、領収証を納入者に交付している。

このうち、システムを用いて領収証発行を行う業務については、システムから出力される領収証等を用いており、この領収証等には、協会本社及び霊園ごと、使用料・手数料の種類ごとに連番が付されている。

各窓口においては、収納金の妥当性を確認するため、収入金処理票の整理・保管を行っており、誤処理取消など収納金が発生せず欠番となる場合には、書損となった領収証(印刷後の取消の場合)や証拠書類不存在の理由書(印刷前の取消の場合)を保管するようにしている。

しかしながら、収入金処理票の取扱いについてみたところ、以下の状況が見受けられた。

a システムでは対応していない一部の業務については、システムから領収証等を発行できないため、各窓口は、手書きで発行するための白紙の領収証等を用意している。しかしながら、これら手書き発行分については連番管理を行っていないことから、何通発行されたかが不明であり、収入処理が漏れなく行われていることが確認できない。

b システムの設計では、同一内容の領収証等を複数枚システムから印刷することが可能となっている。

また、取消処理後には領収証等の印刷を行えないが、取消処理により領収証発行の履歴が残らないため、領収証印刷後の取消か印刷前の取消かの判別ができなくなっている。各窓口では、書損となった領収証の保管や理由書の記載等を通して連番管理を図っているが、システムがこのような設計となっていることから、実際の取扱い状況が保管書類

と一致していることを保証できない。

以上のように、領収証等の連番管理について、その目的が十分に果たされていないことから、事務処理上の過誤やミスを防ぎ、収納事務の適正性を担保できない状況となっており、適切でない。

協会は、事務処理の見直しを行い、収納事務の適正性を確保されたい。

局は、収納事務が適正かつ効率的に行えるよう、事務処理に即したシステムを構築されたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

(建設局)

(イ) 使用許可証の公印印刷に係る取扱いを適正に行うべきもの

都立霊園のうち、一時収蔵施設がある3霊園(雑司が谷・八柱・多摩)の各霊園管理事務所では、一時収蔵施設の使用許可に係る業務を行っている。一時収蔵施設は、墓地を取得するまでの間など一時的に遺骨を預かるための施設であり、使用期間は1年間、最長4回まで更新可能とされている。

使用期間更新の際に交付する使用許可証は、建設局専用都知事公印(以下「知事公印」という。)が削り込まれた様式(以下「使用前様式」という。)に、システムに登録されている使用者の氏名・住所等を印字して作成している。使用前様式の準備は、協会が行っていることから、建設局は、表8のとおり、知事公印の印影の貸与を行っている。

ところで、東京都公印を事前に削り込んだ文書の取扱いについては、「東京都公印規程」(昭和28年東京都規則第158号)及び「公印印刷削り込み取扱基準」(昭和63年9月5日付63総文第141号。以下「削込基準」という。)により定められており、削込基準では、公印削込ができる要件として、年度内を通じて随時交付する必要がある文書であるほか、「文書の性質、様式等からみて事故の生ずるおそれがないと認められる文書であること」としている。

しかしながら、「一時収蔵施設使用許可証」(更新用)の使用前様式をみたところ、「東京都知事」の表記及び知事名、知事公印の印影のみが印刷されており、許可証の作名、使用上の注意等の定型的部分については一切印刷されていなかった。

このように用途の限定が一切なされない白紙状態の様式を用いることは、盗難等発生時に不正目的で使用されることを防止できないことから、削込基準に定める要件を満たしているとは認められず、適正でない。

また、局は、この使用前様式を用いることを前提に、定型的部分も全てシステムから印字させるものとしてシステムを設計しており、適切でない。  
局は、使用許可証の公印印刷に係る取扱いを適正に行われない。



(建設局)

(表8) 一時収蔵施設使用許可証(更新用)に係る公印印影の貸与状況

項番	貸与承認日	印刷部数
1	平成25年1月16日	5,000部
2	平成25年7月2日	8,000部
3	平成26年2月17日	8,000部

ウ 財産管理について

(ア) 物品の登録を適正に行うべきもの

建設局は、各施設の管理に関する協定書等(以下「協定書等」という。)において、施設の維持補修工事や物品購入などの指定管理業務に伴って取得した物品は、局に帰属するものと定めている。これに基づき、指定管理者である協会は、指定管理業務の中で施設の維持補修工事を行った場合、その都度、局に報告している。この報告で物品の取得が判明した場合、局は、備品台帳又は重要物品台帳(注)へ登録を行っている。

また、協定書等において、指定管理者は、局が作成した「供用備品の状況確認実施計画」に基づき、局の所有物品を照合した上、状況を確認し報告する(以下「物品の状況確認」という。)と定められている。これに基づき、指定管理者である協会は、毎年度末に、局からの貸与物品一覽表と現物とを照合し、状況を確認して報告している。

ところで、指定管理業務に伴って取得した物品についてみたところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

- a 工事により取得した表9の物品について、協会の報告により判明しているにもかかわらず、局は、監査日(平成26.10.27)現在、登録を行っていない。
  - b 物品購入により取得した表10の物品について、協会の報告が漏れていたことから、局において、監査日現在、登録がされていない。
- また、この物品について、協会は、平成25年度末に行った物品の状況確認においても、貸与物品一覽表から漏れていることを発見していない。

協会は、物品購入に伴う報告及び物品の状況確認を適切に行われたい。  
局は、物品の登録を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都公園協会)  
(建設局)

(注) 備品に該当するものを備品台帳に、備品のうち取得価格が100万円を超えるものを重要物品台帳に、それぞれ登録する。

(単位：円)

(表9) 工事による取得で登録が漏れている物品

項番	工事件名	取得した物品	取得金額	取得年度
1	旧岩崎邸庭園防犯カメラ補修工事	カメラ(12台) レコーダー(1台)	2,772,000 338,000	平成24年度
2	小平蘆園防犯カメラ設置工事	カメラ(7台) レコーダー(1台)	910,000 292,500	

(表10) 物品購入による取得で登録が漏れている物品

(単位：円)

項番	設置場所	取得した物品	取得金額	取得年度
1	小宮公園	木質系破砕機	2,793,000	平成24年度
2	瑞江葬儀所	収骨台車(3台)	2,488,500	
3	清澄庭園	ボート(2隻)	757,050	
4	小宮公園	縦型新割機	378,000	

(イ) 必要な改修について協議を適切に行うべきもの

協会は、各施設の消防設備の保守点検を委託契約によって実施しており、葛西臨海公園に係る契約状況は、表11のとおりである。

ところで、葛西臨海公園の保守点検の結果についてみたところ、表12のとおり、平成24年4月及び平成25年4月の点検結果報告で修理を要すると報告された展望レストハウスの消防設備について、監査日(平成26.10.27)現在修理されていないことが認められた。

協会は、当初、修理を検討したものの、この修理には当該建物の周囲に足場を組む必要があり大規模な工事となることから、修理を行っていないかった。

大規模修繕は建設局施工となることから、協会は、そのことが判明した時点で、当該不具合について局に予算措置を協議すべきであったが、当初協会は、当該建物の老朽化に伴う全面的な改修が必要であるとして、当該不具合に係る説明をせずに協議したため予算措置がなされず、消防設備の改修が必要であることを説明したのは平成26年7月であった。このことについて、局は、平成27年度中に改修する計画で所轄消防署と協議し承認を得ているとしている。

しかしながら、消防設備の不具合は公園利用者の安全に直接かわる問題であり、点検結果の報告から2年以上の間不具合が改修されないことは適切でない。  
局及び協会は、必要な改修について協議を適切に行われたい。

(公益財団法人東京都公園協会)  
(建設局)

(表11) 葛西臨海公園に係る消防設備保守点検委託の契約状況 (単位：円)

年度	契約件名	契約期間	契約金額	
			総額	葛西臨海公園分
平成24年度	雑司ヶ谷公園ほか消防設備保守委託	平成24.4.1 ～平成25.3.31	1,944,600	324,345
平成25年度	雑司ヶ谷公園ほか消防設備保守委託	平成25.4.1 ～平成26.3.31	1,993,950	309,435

(表12) 葛西臨海公園展望レストハウス消防設備の点検結果報告の内容

内容	箇所数	
	平成24年4月	平成25年4月
排煙窓が起動時に開放しないため、調査修理を要する。	1	2
排煙窓が固着ぎみのため、起動時に開放しない場合があり、改善を要する。	0	36

エ 公園収益事業（駐車場）について

協会は、公園収益事業として、都市公園の公園駐車場の運営を行っている。  
建設局は、公園の駐車場は、原則有料とし、多摩地域の公共交通圏外の公園及び有料運営の採算が見込めないものは、無料としている。協会は、この有料駐車場について、公園施設（駐車場）の管理許可を受けて運営している。

また、土曜・日曜・祝日、イベント開催等の繁忙時には、駐車場隣接の多目的広場等を臨時駐車場として、占用許可を受け、有料駐車場と同様に運営している。

また、局は、協会に対する公園駐車場の管理許可に当たり、協会の公益事業の拡充及び公園駐車場の公益性から、その使用料の2分の1を減額している。協会の公園駐車場事業に係る実績収支は表13のとおりであり、平成24年度は2億9,235万5千円を、平成25年度は3億2,690万5千円を利益として計上し、他の公園収益事業の利益と合わせて公益目的事業会計に、平成24年度は4億800万円を、平成25年度は4億1,360万円を繰り出している。

ところで、駐車場の運営についてみたと、次のとおり改善を要する点が認められた。

(表13) 協会の公園駐車場事業の実績収支

年度	事業収入 A	事業支出 B	うち 使用料 C		営業利益 D=A-B
			61,699,849	61,699,849	
平成24年度	1,616,361,460	1,324,008,723	645,448,283	(61,699,849)	292,352,737
平成25年度	1,554,691,055	1,227,785,661	594,372,867	(53,391,489)	326,905,394

(注1) 事業収入については、臨時駐車場は常設の駐車場と同料金を同様の形態で徴収しているため、区分していない。

(注2) 使用料の下段( )は、臨時駐車場の占用料を内書きしている。

(参考) 管理許可・占用許可  
都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条によれば、公園管理者以外の者は、都市公園(以下「公園」という。)に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例の定めにより公園管理者に申請し、許可を受けなければならない。公園管理者は、①当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの、②当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該公園の機能の増進に資すると認められるものに限り、許可することができることとしている。  
建設局は、これを受け、東京都立公園条例(昭和31年東京都条例第107号。以下「条例」という。)第6条及び第9条において、公園施設の設置の許可又は管理の許可に係る申請及びその使用料について定めている。また、条例第13条において、物件を設けずして公園を占用しようとする者は、申請し、許可を受けなければならないとし、条例第14条において、その占用料について定めている。

(ア) 臨時駐車場に係る占用許可面積の算定を適正に行うべきもの

東京都立公園条例(昭和31年東京都条例第107号)第13条において、物件を設けないで都市公園を占用しようとする者は、申請し、許可(以下「占用許可」という。)を受けなければならないとし、条例第14条において、その占用料について定めている。

また、東京都立公園条例施行規則(昭和32年東京都規則第37号)第6条において、物件を設けないで都市公園の占用の許可を受けようとする者は、①占用の目的、②占用の期間、③占用の場所、④占用の面積等を記載した申請書を知事に提出しなければならないとされている。

協会は33公園において公園駐車場を運営しているが、このうち、協会が指定管理者として管理運営を行っている表14の都市公園における臨時駐車場に係る占用許可をみたところ、協会は、代々木公園ほか14公園において、表15の事例のとおり、臨時駐車場として利用している区画のうち、車両走路等を除いた駐車スペースのみを占用面積として申請し、占用許可を受けていることが認められた。

一方、神代植物公園の臨時駐車場に係る占用許可では、車両走路等を含む区画全体の面積を占用許可面積として申請し、占用許可を受けている。

ところで、表15の事例の占用状況について確認したところ、当該区画は、車両走路等も含めて区画全体を臨時駐車場として利用しており、区画全体を占有していることから、神代植物公園の場合と同様に区画全体面積を算定すべきであるにもかかわらず、協会及び局はこれを行わず、適正でない。

また、小金井公園の臨時駐車場に係る占用許可では、協会は、占用面積算出の根拠及び方法が不明のまま申請を行い、局はこれを許可しており、適正でない。

協会は、占用許可の申請に係る占用面積の算定を占用状況に応じて適正に行われない、局は、占用許可に係る占用面積の算定を占用状況に応じて適正に行われない。

(公益財団法人東京都公園協会)  
(建設局)

(表14) 協会が運営している駐車場

施設名	施設名		常設駐車場 (管理許可)	臨時駐車場 (占用許可)
	常設駐車場 (管理許可)	臨時駐車場 (占用許可)		
木場公園	第1駐車場	○	○	○
	第2駐車場	○	○	○
代々木公園	駐車場	○	○	○
	第1駐車場	○	○	○
和田堀公園	第2駐車場	○	○	○
	駐車場	○	○	○
城北中央公園	第1駐車場	○	○	○
	第2駐車場	○	○	○
舎人公園	第1駐車場	○	○	○
	第2駐車場	○	○	○
	第3駐車場	○	○	○
水元公園	第1駐車場	○	○	○
	第2駐車場	○	○	○
練馬公園	第3駐車場	○	○	○
	第4臨時駐車場(自由広場)	○	○	○
	第1駐車場	○	○	○
	第2駐車場	○	○	○
葛西臨海公園	駐車場	○	○	○
	第2臨時駐車場	○	○	○
	第3臨時駐車場	○	○	○
小金井公園	第1駐車場	○	○	○
	第2駐車場	○	○	○
	第3駐車場	○	○	○
武蔵野の森公園	第1駐車場	○	○	○
	第2駐車場	○	○	○
藤花垣春園	駐車場	○	○	○
	駐車場	○	○	○
砦公園	駐車場	○	○	○
浮間公園	駐車場	○	○	○
赤塚公園	駐車場	○	○	○
石神井公園	第1駐車場	○	○	○
	第2駐車場	○	○	○
神代植物公園	第1駐車場	○	○	○
	第2駐車場	○	○	○

(表15) 占用面積の算出状況(例)

占用場所	算出方法
代々木公園臨時駐車場	図面上同じ区画であるものについて、日によって、申請面積の算定が異なっている。 (例) 平成25.5.10:縦26m×横0m 平成26.3.20:縦24m×横0m 平成26.3.21:縦25m×横0m
城北中央公園臨時駐車場	占用区画のうち、駐車スペースのみ(1台当たりの面積×台数)で算定(車両走行路等を除外)しているが、1台当たりの面積を ・平成25年10月まで:12.0㎡ ・平成25年11月から:12.5㎡ としている。
水元公園第4臨時駐車場(自由広場)	区画全域を事実上占用しているが、占用区画のうち、駐車スペースのみ(1台当たりの面積12.5㎡×台数)で算定(車両走行路等を除外)している。 算出面積の算定・方法が不明
小金井公園第1臨時駐車場 小金井公園第3臨時駐車場	(例) 第3臨時駐車場B区画 毎回 30m×46m=1,380㎡として申請しているが、算出の考え方が不明である。 区画全域を事実上占用しているが、占用区画のうち、駐車スペースのみ(1台当たりの面積12.5㎡×台数)で算定(車両走行路等を除外)している。 また、第1駐車場の身障者区画の工事期間中において、第1臨時駐車場全域(身障者区画の振替3台分を除く。76台950㎡)を使用しているが、日によって1〜4台分を使用しないとす申請を行っている。 (例) 平成26.3.8:72台900㎡
武蔵野の森公園第1臨時駐車場	芝生広場全域を事実上占用しているが、占用区画のうち、駐車スペースのみ(1台当たりの面積12.5㎡×台数)で算定(車両走行路等を除外)している。 台数については、当日の駐車実績により変動している(14台175㎡〜満車時182台2,275㎡)。
武蔵野の森公園第2臨時駐車場 (芝生広場)	占用区画のうち、駐車スペースのみ(1台当たりの面積12.5㎡×台数)で算定(車両走行路等を除外)している。 台数については、当日の駐車実績により変動している(30台375㎡〜120台1,500㎡)。
砧公園臨時駐車場	区画全域を事実上占用しているが、占用区画のうち、駐車スペースのみ(1台当たりの面積12.5㎡×台数)で算定(車両走行路等を除外)している。
赤塚公園臨時駐車場	区画全域を事実上占用しているが、占用区画のうち、駐車スペースのみ(1台当たりの面積12.5㎡×台数)で算定(車両走行路等を除外)している。

(イ) 臨時駐車場に係る占用許可の取扱いを見直すべきもの

城北中央公園の臨時駐車場に係る占用許可についてみたところ、管理許可による常設の駐車場(乗用車27台及び身障者用区画2台)に隣接して、臨時駐車場(最大53台)の運営を行っている。

ところで、この臨時駐車場の占用許可についてみたところ、臨時駐車場として利用している区画のうち車両走行路を除いた駐車スペースを、平日は36台分、土曜・日曜・祝日は53台分占用しているとして毎日申請し、許可を受けている。

しかしながら、この占用は、

- ① 年間を通して毎日、当該区画を占有していること
- ② 臨時駐車場として利用している区画には、局が設置した舗装、駐車区画線及び車止めがあることから、他の用途には利用できず、長年にわたり、常時、駐車場として利用しているにもかかわらず、臨時的なものとしての占用許可を行っていることは適切でなく、当該区画における臨時駐車場の取扱いを見直す必要がある。

局及び協会は、臨時駐車場の取扱いを見直すべし。

(公益財団法人東京都公園協会)  
(建設局)

(ウ) 臨時駐車場の占用許可申請を適正に行うべきもの

各公園の臨時駐車場の占用許可の申請についてみたところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。

- a 小金井公園では、第3駐車場に隣接した臨時駐車場B区画の占用許可を受けているが、このB区画と第3駐車場の間の区画も臨時駐車場として使用しているにもかかわらず、占用許可申請を行っていない。
- b 葛西臨海公園では、臨時駐車場開場日に在庫しなかった車両が、以後も駐車していることを把握しているにもかかわらず、この車両が在庫するまでの期間の占用許可の申請を行っていない。
- c 舎人公園では、第1臨時駐車場において、占用許可部分と占用許可部分以外の間に、仕切りを置くなどしていないことから、許可部分以外にも同様に使用できる状態となっており、実際に、占用許可を受けることなく使用している。
- d 和田堀公園では、第1臨時駐車場において、許可区画外への駐車防止を目的として、許可区画外全域に遮断物を置いているため、他の者が使用できず、事実上の占用となっている。

協会は、臨時駐車場の占用許可の申請を適正に行われない。  
局は、臨時駐車場の占用許可を適正に行われない。